

医療事故調査制度等の医療安全に係る検討会 開催要綱**1 目的**

- 国内で発生した重大な医療上の事故を踏まえ、平成 14 年に策定された医療安全推進総合対策においては、医療安全を最も重要な課題と位置付け、具体的な解決策が示された。これを踏まえ、平成 14 年より病院及び有床診療所に対し、さらに平成 19 年より無床診療所及び助産所に対し、医療機関内部における事故報告等の医療安全管理体制の確保が義務づけられた。
- さらに、平成 27 年より医療事故調査制度が施行され、医療法で定める医療事故が発生した場合には、医療事故調査・支援センターへの報告や医療事故調査、遺族への説明等を行うことが義務づけられた。
- 本検討会は、これらを含む医療安全施策とその課題を整理し、対応策を検討することを目的に開催するものである。

2 検討事項

- (1) 医療安全に関するこれまでの経緯と現状を踏まえた医療安全施策の課題
- (2) 医療安全施策の課題を踏まえた対応
- (3) その他

3 構成員

- (1) 構成員は、別紙のとおりとする。
- (2) 座長は、構成員の互選により選出する。座長は座長代理を指名することができる。
- (3) 座長は、必要に応じ、構成員以外の関係者の出席を求めることができる。
- (4) 団体を代表して参加している構成員が、やむを得ず欠席し、代理出席を希望する場合には、事前に医政局地域医療計画課を通じて座長の了解を得た上で当日の会議において承諾を得ることにより、参考人として参加することができる。

4 運営

- (1) 医政局長が検討会を開催する。
- (2) 会議の議事は、別に会議において申し合わせた場合を除き、公開とする。
- (3) 会議の庶務は、医政局地域医療計画課において処理する。
- (4) この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し、必要な事項は、座長が定めることとする。

(別紙)

医療事故調査制度等の医療安全に係る検討会 構成員名簿

氏 名	所属・役職
いまむら やすひろ 今村 康宏	公益社団法人全日本病院協会 常任理事
いもと ひろこ 井本 寛子	公益社団法人日本看護協会 常任理事
おか としあき 岡 俊明	一般社団法人日本病院会 副会長
かんま ひろし 官間 博	一般社団法人日本医療法人協会 副会長
きのした こうさく 木下 浩作	一般社団法人全国医学部長病院長会議 患者安全推進委員会委員長
きのした しょういちろう 木下 正一郎	きのした法律事務所 弁護士
こだま やすし 児玉 安司	新星総合法律事務所 弁護士
たかみや ま き 高宮 真樹	公益社団法人日本精神科病院協会 医療安全委員会相談役
とよだ いくこ 豊田 郁子	患者・家族と医療をつなぐ NPO 法人「架け橋」 理事長
なすはら やすゆき 南須原 康行	北海道大学病院 病院長
はせがわ ともりの 長谷川 友紀	東邦大学医学部社会医学講座 教授
ふじわら よしまさ 藤原 慶正	公益社団法人日本医師会 常任理事
みやわき まさかず 宮脇 正和	医療過誤原告の会 会長
やまもと かずひこ 山本 和彦	中央大学法科大学院 教授
よねむら しげと 米村 滋人	東京大学大学院法学政治学研究科 教授
(オブザーバー)	
うえだ しげる 上田 茂	公益財団法人日本医療機能評価機構 専務理事
みやた てつろう 宮田 哲郎	一般社団法人日本医療安全調査機構 常務理事

(五十音順・敬称略)